

1 給料月額減額について

平成 24 年 4 月から平成 27 年 3 月の間、次の表の減額率を給料月額に乗じた額（円未満切り捨て）を給料月額から減じます。なお、諸手当（地域手当等）の算定は、減額前の給料月額を基礎とします。

(1) 行政職給料表の適用を受ける者

職務の級	減額率
8 級（局長級）	14.0%
7 級（部長級）	11.5%
6 級（課長級）	11.5%
5 級（課長代理級）	11.5%
4 級（係長級）	7%
ただし、50 歳以上の場合	9%
3 級（主務）	5%
ただし、40 歳以上の場合	7%
ただし、50 歳以上の場合	9%
2 級	3%
ただし、30 歳以上の場合	5%
ただし、40 歳以上の場合	7%
1 級	3%
ただし、30 歳以上の場合	5%

※年齢は、年度の初日の満年齢（以下の給料表も同じ）

(2) 研究職給料表の適用を受ける者

職務の級	減額率
4 級（部長級）	11.5%
3 級（課長・課長代理級）	11.5%
2 級（係長級）	7%
ただし、50 歳以上の場合	9%
1 級（主務）	5%
ただし、40 歳以上の場合	7%
ただし、50 歳以上の場合	9%

(3) 医療職給料表(1)の適用を受ける者

職務の級		減額率
4級	(局長級)	14%
	(部長級)	11.5%
3級 (課長・課長代理級)		11.5%
2級 (係長級)		7%
	ただし、50歳以上の場合	9%
1級 (主務)		5%
	ただし、40歳以上の場合	7%
	ただし、50歳以上の場合	9%

・弘済院又は病院局に勤務する医師、歯科医師（兼務職員を含みます）については、減額措置を行いません

(4) 医療職給料表(2)の適用を受ける者

職務の級		減額率
5級 (課長級)		11.5%
4級 (課長代理級)		11.5%
3級 (係長級)		7%
	ただし、50歳以上の場合	9%
2級 (主務)		5%
	ただし、40歳以上の場合	7%
	ただし、50歳以上の場合	9%
1級		3%
	ただし、30歳以上の場合	5%
	ただし、40歳以上の場合	7%

(5) 医療職給料表(3)の適用を受ける者

職務の級	減額率
6級 (課長級)	11.5%
5級 (課長代理級)	11.5%
4級 (係長級)	7%
ただし、50歳以上の場合	9%
3級 (主務)	5%
ただし、40歳以上の場合	7%
ただし、50歳以上の場合	9%
2級	3%
ただし、30歳以上の場合	5%
ただし、40歳以上の場合	7%
1級	3%
ただし、30歳以上の場合	5%

・弘済院又は病院局に勤務する助産師、看護師、准看護師については、減額措置を行いません

(6) 消防職給料表の適用を受ける者

職務の級	減額率
4級 (消防司令)	7%
ただし、50歳以上の場合	9%
3級 (消防司令補)	5%
ただし、40歳以上の場合	7%
ただし、50歳以上の場合	9%
2級 (消防士長)	3%
ただし、30歳以上の場合	5%
ただし、40歳以上の場合	7%
1級 (消防士)	3%
ただし、30歳以上の場合	5%

(7) 技能労務職給料表の適用を受ける者

職務の級	減額率
5級（技能統括主任）	7%
ただし、50歳以上の場合	9%
4級（部門管理主任）	7%
ただし、50歳以上の場合	9%
3級（業務主任）	5%
ただし、40歳以上の場合	7%
ただし、50歳以上の場合	9%
2級	3%
ただし、30歳以上の場合	5%
ただし、40歳以上の場合	7%
1級	3%
ただし、30歳以上の場合	5%

(8) その他の職員

給料表等の種類	減額率
再任用職員	5%
特定任期付職員	11.5%
非常勤嘱託職員（本市OB）	3%

2 管理職手当の減額について

平成 24 年 4 月から平成 27 年 3 月までの間、次の表のとおり、管理職手当に 5 % を乗じた額を減じます。

なお、諸手当（地域手当等）の算定は減額前の管理職手当を基礎とします。

主な補職	現行手当額	5 % カット後
局長	144,000 円	136,800 円
理事	138,000 円	131,100 円
部長・区長	103,000 円	97,850 円
担当部長・技術監	98,000 円	93,100 円
課長（総務局長が定める者）	85,000 円	80,750 円
課長	80,000 円	76,000 円
課長代理	68,000 円	64,600 円

3 退職手当の減額について

退職手当を支給する職員について、平成 24 年 4 月から当分の間、退職手当支給額から 5 % を乗じた額（円未満切り捨て）を減じます。